	1	先進医療とは何ですか。 どのような医療が該当しますか。	○まだ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等が厚生労働省にて設定され、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度です。○個別の医療技術毎に、厚生労働省内の先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受け、認められた先進医療技術のみが対象となります。実施する医療機関は、厚生労働大臣への届出又は承認が必要となります。						
先進医療	2	先進医療を希望しております。 実施可能な医療機関を自分で確認する方 法はありますか。	○厚生労働省のホームページ内にある「不妊治療における先進医療の状況(令和○年○月○日現在)」と ージを開いていただき、その中にある 【施設紹介】 先進医療を施行している施設については、 <u>こちら</u> に記載しています。 で確認することができます。						
	3	先進医療は、「先進医療 A」と「先進医療 B」に分類されるようですが、助成対象は どちらかに限定されていますか。	〇「先進医療 A」とは、未承認等の医薬品、医療機器等の適応外使用を伴わない医療技術であり、主に人体への影響が極めて少ない医療技術を、また「先進医療 B」とは、未承認等の医薬品、医療機器等の適応外使用を伴う医療技術であり、効果等について特に重点的な観察・評価を要する医療技術を指します。 〇稲城市では、「先進医療 A」、「先進医療 B」どちらの医療技術でも、助成対象です。						
	4	体外受精と顕微授精の違いを教えてくだ さい。	○体外受精と顕微授精ともに、卵子や精子を取り出し、身体の外で受精させて子宮内に戻す生殖補助医療です。 ○体外受精はシャーレ上で卵子と精子を受精させるのに対し、顕微授精は顕微鏡下で卵子内に精子を1つ注入します。						
助	5	都外の医療機関でも助成対象ですか。	〇都外の医療機関も対象です(ただし、「稲城市特定不妊治療医療費助成事業のお知らせ」の 3. 医療機関 の条件を満たすこと)。						
成 対 象	6	夫が単身赴任で稲城市外に住民登録して いたのですが、治療途中で稲城市に住民 票を異動しました。対象になりますか。							
の範囲	7	助成対象外である「代理母」、「借り腹」の違いを教えてください。	○「代理母」とは、妻(事実婚も含む。以下同じ。)が卵巣と子宮を摘出されたこと等により、妻の卵子を使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し出産することを指します。 ○一方、「借り腹」とは、夫婦の精子と卵子は使用できますが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し出産することを指します。						

助成対象の範囲

治療開始時から治療終了時まで受けたそれぞれの治療を分割して申請することはできますか。

- 〇稲城市では、医療保険適用外となる一連の不妊治療(以下①または②)を1回として、助成しております。
- ①医療保険適用治療と併用した【先進医療】
- ②不妊治療の医療保険が適用される年齢・回数制限を超えたことによる【自費診療】及び【先進医療】
- 〇一連の治療とは、「採卵」または凍結胚移植のための「胚の解凍」から、「妊娠の確認」等に至るまでの不妊治療の実施過程を指します。そのため、一連の治療を分割して申請することはできません。 ただし、医師の判断により、治療を中止し、最終的に移植に至らなかった場合は、それまでにおこなった不妊治療(上記①または②)が助成対象となります。対象範囲の詳細は下記の図を確認ください。

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

		採	卵まで	-					胚	移植				
			採卵まで			前培	新鮮胚移植			凍結胚移植		_		
治療内容		(自然周期で行う場合もあり) (自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬) 薬品投与(点鼻薬)		採卵	採精(夫)	培養・媒精(顕微授精)・培養)受精	胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	胚移植のおおむね2週間後)妊娠の確認	助成対象範囲
	平均所要日数		10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
Α	新鮮胚移植を実施													
В	凍結胚移植を実施*													
С	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													助成
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													成対象
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象
н	採卵準備中、体調不良等により治療中止		<i>;</i> ′											外外

- *B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- *採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

※東京都福祉局ホームページより転載

助成対象	9	助成対象外となる治療とは、どのような 治療を指しているのでしょうか。	 ○助成対象の治療の範囲として、「医療保険」及び「先進医療」として厚生労働省で定められている治療法としております。そのため、助成対象外の治療とは、「医療保険」及び「先進医療」の適用外の治療法を併用した治療を指します。 ○この場合は、治療開始から治療終了までにかかった費用の全てが助成対象外となります。 ○また、年齢・回数制限を超えたことによる自費診療時においても、その治療法は「医療保険」及び「先進医療」で定められた範囲内であることが必要となりますので、ご注意ください。 ○「医療保険」及び「先進医療」の適用内であるかについては、予め医療機関にご確認のうえ、受診等証明書の記入をご依頼ください。 					
の範囲	10	〇稲城市での対象事業はありませんが、いずれも東京都不妊検査等助成事業にて助成をおこなっています。 詳細は東京都福祉局のホームページをご確認いただき、直接、東京都に申請してください。 東京都への申請書類は稲城市おやこ包括支援センターでも配布しています。						
	7 不育症(妊娠はするが、2回以上の流産・ 11 死産を繰り返し、子供が持てない)の検査 の助成はありますか?							
申請等	12	2 申請の流れについて教えてください。	【医療保険適用治療と併用した先進医療の場合】 ①東京都特定不妊治療費(先進医療)助成を直接、東京都に申請してください。 ②東京都の決定通知後、都の決定通知の写しを稲城市特定不妊の申請書類一式に添付し稲城市へ申請してください。 ※医療機関の証明書につきましては、東京都に提出した際の証明書(都様式)の写しでも代用可能です。 ③東京都の決定通知日の年度中に稲城市に申請してください。 ただし、東京都の決定通知の日付が当該年度1月~3月末の場合は翌年度6月末まで申請が可能です。					
			【自費診療(回数無制限・45歳未満)の場合】 ①東京都では助成対象外となりますので、稲城市に申請してください。 ②治療終了日の年度中に稲城市へ申請ください。 ただし、治療終了日が当該年度1月~3月末の場合は翌年度6月末まで申請が可能です。					

令和6年7月5日更新

			〇事実婚関係の方が申請される場合は、以下の書類をご提出ください。
			(1) 夫婦それぞれの戸籍全部事項証明書の原本(申請書提出日から3か月以内に発行されたものが有効)
	13	事実婚関係であることを、証明する方法	(2) 夫婦それぞれの署名がある申立書(任意の様式で構いません。記入例を市ホームページにて掲載)
	13	を教えてください。	(①2人が事実婚関係であること、②治療の結果出生した子について認知を行う意向であることの記載が必要)
申			O2回目以降の申請で、前回申請時と婚姻関係に変更がない場合は、上記(1)(2)の書類提出を省略するこ
請			とができます。
等			〇郵送でも受付しています。
	14 郵送で提出してよいですか。		〇郵送の場合は提出書類チェックシートで不足書類がないかご確認のうえ、大切な書類なので記録が残る郵送
			方法で郵送ください。
	15	この世をはいつごえたのうまれますか	○申請いただいてから3ヶ月~4ヶ月程度お時間をいただいております。
		助成金はいつごろ振り込まれますか。	〇決定通知の封筒の中に振り込み時期が記載された通知が入っておりますので、ご確認ください。